平成２５年（フ）第１７０号
埼玉県桶川市南２丁目４番９号　三和レジデンス102号、旧住所埼玉県桶川市大字加納21番地の26
債務者　岡田　道子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８５号
埼玉県上尾市大字原市3879番地６
債務者　三須　　歩
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
さいたま市西区大字指扇2712番地１　アクシスＯＭＩＹＡ206
債務者　月城　舞子（旧姓武井）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
新潟県柏崎市豊町２番50号
債務者　入沢　恵美
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
三重県志摩市阿児町鵜方2064番地
債務者　中村　和徳
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
岡山県倉敷市茶屋町1618番地15
債務者　柴田　庸雅
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
さいたま市北区奈良町166番地１　アーバンコーポ奈良201
債務者　日浅　　工
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
埼玉県鴻巣市袋255番地４
債務者　川畑　秀美
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
さいたま市緑区大字中尾2407番地８
債務者　梶原　博子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
埼玉県加須市川口３丁目４番地８　エルハイム204
債務者　山田　明美
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
札幌市北区新琴似６条10丁目５番14号　中井方
債務者　三浦　真子（旧姓中井）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３号
札幌市北区北19条西５丁目２番22号
債務者　本田　浩成
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８号
北海道恵庭市黄金北２丁目４番地９　マンション山本14号
債務者　小笠原美穂
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３６号
札幌市中央区南６条西９丁目1023番地３　アルファコスモ南６条408号
債務者　氏家　裕子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９２号
札幌市白石区栄通３丁目１番15―301号
債務者　山本　恵子（旧姓福士）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１４号
札幌市清田区真栄３条２丁目２番60―103号
債務者　安齊　珠美
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２４号
北海道江別市緑町西１丁目４番地の１　松下ハイツ江別Ⅱ305号室
債務者　坂東　美生
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部